

厚生環境委員会会議録

I 日 時 令和 8 年 6 月 8 日（月）

午後 1 時 29 分開会

午後 2 時 57 分休憩

午後 3 時 05 分開議

午後 4 時 19 分閉会

II 場 所 第 3 委員会室

III 出席委員

委員長	藤井 大輔
副委員長	横田 誠二
委員	針山 健史
〃	亀山 彰
〃	川島 国
〃	瘡師富士夫
〃	五十嵐 務
〃	菅沢 裕明

IV 出席説明者

生活環境文化部

生活環境文化部長 杉田 聡

理事・生活環境文化部次長

柳田 貴広

生活環境文化部次長 林原 泰彦

生活環境文化部次長 九澤 和英

参事・県民生活課長・県民生活課課長

（水雪土地対策担当） 熊本 誠

参事・環境政策課長 中山 純一

県民生活課課長（くらし安全担当）

古川久美子

文化振興室長・文化振興室文化政策課長

	杉原 英樹
文化振興室芸術振興課長	
	岡田 昌子
スポーツ振興課長	片岡 英史
スポーツ振興課課長（富山マラソン推進担当）	
	春木 久志
スポーツ振興課課長（スポーツ環境等充実担当）	
	宮腰 享
環境政策課課長（廃棄物対策担当）	
	尾川 靖春
自然保護課長	朝山 弘康
環境保全課長	森 友子
厚生部	
厚生部長	滑川 哲宏
こども家庭支援監	式庄 寿人
厚生部次長	杉田 尚美
厚生部次長	守田 万寿夫
参事（地域医療・医療的ケア児支援体制担当）・	
健康対策室長	小倉 憲一
参事・厚生企画課長	高田 敏暁
参事・くすり振興課長	
	竹内 大輔
高齢福祉課長	楠 晶絵
こども家庭室長・こども政策課長	
	湊川 さおり
こども家庭室子育て支援課長	
	松原 俊之
こども家庭室こども未来課長	
	中村 真由美
障害福祉課長	池村 知明

医務課長 川辺 秀一

医務課課長（医療政策担当）

岩村 耕二

医務課課長（医師・看護職員確保対策担当）

青島 ゆかり

健康対策室健康課長 利田 智恵

健康対策室感染症・疾病対策課長

健名 真人

生活衛生課長 清水 治

薬事指導課長 笹島 厚美

V 会議に付した事件

- 1 閉会中継続審査事件について
- 2 陳情の審査
- 3 その他

VI 議事の経過概要

1 閉会中継続審査事件について

(1) 説明事項

杉田生活環境文化部長

- ・ 6月定例会付議予定案件について

滑川厚生部長

- ・ 6月定例会付議予定案件について

(2) 質疑・応答

藤井委員長 6月定例会付議予定案件の内容については、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになりますが、今ほどの説明において計数等に特に御不審の点がありましたら御発言願います。——ないようでありますので、以上で6月定例会付議予定案件の説明を終わります。

(3) 報告事項

朝山自然保護課長

- ・ 令和8年度春期のツキノワグマの出没状況及び被害

防除対策等について

資料配付のみ

スポーツ振興課

- ・「富山マラソン2026」の開催準備状況について

環境政策課

- ・とやま省エネ家電購入応援キャンペーン第4弾の実施について
- ・環境の状況及び施策に関する報告書（令和8年版）について

厚生企画課

- ・戦災資料の収集と展示等のあり方検討会の開催について

障害福祉課

- ・第1回知的障害児入所施設のあり方検討会の開催について

医務課

- ・令和7年度病院事業会計（県立中央病院）決算について

(4) 質疑・応答

針山委員

- ・中東情勢の緊迫化などについて
- ・二重価格について
- ・富山県武道館について
- ・富山マラソン2026について

川島委員

- ・ツキノワグマ対策について
- ・医療介護分野における中東情勢の緊迫化に伴う緊急支援について

瘡師委員

- ・看護師養成について

菅 沢 委 員

- ・ 県立中央病院について
- ・ 地域医療構想について
- ・ 2次医療圏について

横 田 委 員

- ・ 県営武道館について

藤 井 委 員

- ・ 「戦災資料の収集と展示等のあり方検討会」について

藤井委員長 報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

針山委員 5月22日に、今の中東情勢の緊迫化を受けて、我が自民党の会派から知事に、中東情勢の緊迫化に伴う物資の安定供給、物価上昇等への対策に関する緊急要望を提出させていただきました。日々、情勢が変わっておりまして、決してよい方向には向かっていないのかなと心配しておりますけれども、様々な分野に影響が波及しているわけでございます。

富山県でも、物価の調査をしていただいていると思っておりますけれども、この県内のいろいろな物価の推移をどう捉えているのか。生活環境文化部で、20品目の生活関連物資の価格動向調査の結果を公表されておりますけれども、古川県民生活課課長に所見をお伺いいたします。

古川県民生活課課長 県では、「富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づきまして、県民の消費生活と関連性が高い生活関連物資、具体的には米、食パン、牛肉などの食料品16品目と、トイレットペーパー、洗濯用洗剤などの日用品4品目、合計20品目の価格を毎月調査し、県のホームページで公表しているところです。

この20品目につきまして、最新データであります先月5月の価格と中東情勢が緊迫化する前の今年2月の価格を比較しますと、価格が上がったもので、鶏肉の最大13.5%の上昇、価格が下がったもので、県内産コシヒカリの最大11.3%の低下、20品目全体の価格上昇率としては1.1%の上昇となっております。こうした変動幅を見ますと、現段階では中東情勢の影響を大きく受けている状況ではないと考えております。

なお、今年5月と昨年、令和7年5月を比較すると、20品目全体では4.3%の上昇となっており、このうち最も上昇している品目は洗濯用洗剤で、こちらは原材料価格の高騰を背景に、24.2%上昇しております。

今後も引き続き価格調査を実施し、その動向を注視するとともに、県民への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

針山委員 今のお話ですと、1年前からは相当上がっているけれども、中東情勢の緊迫化の影響はそれほど見られないというところだと思います。確かに私も確認をしますと、1年前と比べてキャベツとか、米とか、数項目は下がっていますけれども、おおむね上がっているなということが見て取れると思っております。

いろいろな社会情勢の中で物価の推移をしっかりと分析していただきたいなと思っておりますし、中東情勢の緊迫化の影響はこれから出てくるのではないかなと思っておりますので、しっかりとこの推移を見守っていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、多重債務者のことについてお聞きをしたいと思っております。

私の知る限りでは、この多重債務の調査については、日本信用情報機構が、貸金業者から無担保、無保証で借り入

れた状況を2026年1月末時点で調査したものが、最新のものではないかと思っております。これは、いわゆる中東情勢は反映していないのかもしれませんが、確実に物価の高騰が個人の債務者の負担を増大させているのではないかと考えております。

富山県にも、消費生活センターで多重債務の窓口を設置しておりますし、市町村でも多重債務の相談を受けているということでもありますけれども、本県として、この多重債務の状況をどのように把握して、またどのような対策に取り組んでいるのか、古川課長にお尋ねをいたします。

古川県民生活課課長 県消費生活センターに寄せられました多重債務相談件数は、令和3年度66件、4年度61件、5年度101件、6年度93件、7年度89件であり、令和5年度にエネルギー、食品価格の高騰などが一因と思われる件数の増加が見られるものの、それ以降は横ばい、あるいは微減といった状況です。

また、相談の内訳を見ますと、最も多いのが生活費を借入目的とした相談であり、この傾向はこの5年間変わっておりません。

令和7年度の生活費を借入目的とした相談件数は89件のうち25件で、令和3年度の11件から14件増加しており、家計負担の増が多重債務の一因となっている可能性もうかがわれます。

こうした傾向は、県や市町村、県弁護士会などの関係団体で構成されます富山県多重債務者対策協議会において共有するとともに、弁護士や司法書士を講師として、最新の多重債務相談の傾向や法改正の内容、相談対応のポイントに関する研修会を開催し、相談対応のスキル向上や構成員間の連携強化を図っているところでございます。

今後とも、相談状況や物価の動向を注視しながら、協議

会の構成員をはじめとする関係機関と連携し、多重債務問題の未然防止と、早期解決に取り組んでまいりたいと考えております。

針山委員 今ほど富山県消費生活センターの多重債務の窓口の件数について、御報告をいただきました。

それほど急増していることはないということでありますがけれども、例えば県が金融機関や弁護士等と連携して取得している多重債務に関するデータはありますか。

古川県民生活課課長 先ほど御説明いたしました富山県多重債務者対策協議会につきましては、日本貸金業協会富山県支部などが構成員となっております。昨年度、日本貸金業協会富山県支部に限らず、各構成員の窓口で受け付けた相談件数等については把握しておりますが、公表はしておりません。

針山委員 分かりました。これからどうも金利が上昇していく傾向もあるわけでございまして、多重債務者の方には大変厳しい状況になっていくのかなと思っております。

多重債務者になって相談を受けるのも大事なことですけれども、そこに至らないように未然に防いでいくということも、また県として目を光らせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、二重価格についてお尋ねをいたします。

本年1月だったと記憶をしておりますけれども、フランスのルーブル美術館で、地域内の方と地域外の方、また世界遺産のベルサイユ宮殿でも二重価格を設定されたというニュースがあったかと思っております。国内でも姫路城など、いろんな主立った観光地で、二重価格が導入されております。

姫路城は、二重価格で2割ほど入場者が減ったと。でも、

年間を通したら10億円の増収を見込んでいるというニュースもあったわけでございます。そして、県内でも、今、魚津水族館で導入が検討されているとお聞きをしておりますけれども、今、県の所有しております美術館や博物館で、この二重価格についてどのような検討状況にあるのか、また、検討されている事項があるのか、お伺いいたします。

杉原文化政策課長 委員御紹介のとおり、二重価格につきましては、施設の維持管理費の確保や、インバウンド客の急増などによる混雑緩和を目的とするものでございまして、国内では兵庫県の姫路城におきまして、今年の3月から導入されたところでございます。

また県内では、魚津水族館におきまして、導入が検討されているというところでございます。また、国立の美術館博物館におきましても、二重価格の導入に向けた検討が進められていると承知をしております。

本県の県立美術館、博物館等における二重価格の導入につきましては、窓口での身分証の提示など、来館者に負担が生じることや、県外からの来館促進を図っている中、マイナスの影響が懸念されることなどから、現時点では導入に向けた具体的な検討は行っておりません。

なお、物価、人件費の上昇等により、施設の維持管理費が増加する中、県では住民負担の公平性の確保と、受益者負担の原則に基づきまして、全庁的に使用料及び手数料の見直しを行うこととし、さきの2月定例会におきまして、関係条例の改正をお認めいただいたところでございます。

これによりまして、来月、7月1日から富山県美術館など、県立文化施設におきまして、常設展示の観覧料や利用料金の改定を行うこととしております。

県といたしましては、7月からの新たな料金体系の下、まずは美術館、博物館に県内外から多くの方に訪れていた

だけるよう、展示内容の充実や受入れ環境整備に努めつつ、国や他の自治体の料金設定の動向を注視してまいりたいと考えております。

針山委員 このような施設の入場料や利用料については、適正な価格設定がなかなか難しい面もあると思っております。受益者の公平な負担という御発言もありましたけれども、二重価格については、私は検討されるべきではないかと思っております。検討の結果、するのか、しないのかという判断はもちろんあると思いますけれども、世界的な流れでもありますので、まずはぜひ検討だけでも進めていただければと思っております。ありがとうございます。

続きまして、富山県武道館についてお尋ねをしたいと思っております。

今、富山県武道館が富山県の総合運動公園に設置されるということで進められているところであります。

先日からカターレ富山がえらく好調だというニュースもありまして、入場者数を見ていましたら、5月6日のゴールデンウィークには6,889名の来場者、5月17日のカターレ戦では6,864人の来場者が観戦を楽しんでおられる、また、カターレの応援に来ておられるということでございました。大変両日ともに混み合っていたとお聞きしております。

これまで予算特別委員会とか、一般質問とか、いろいろな場面で、この県武道館の設置に当たって、県総合運動公園の駐車場問題とか、アクセス問題がいろいろ取り沙汰され、質問もあったわけですが、今、現時点で駐車場や、アクセスについての課題解消にどのように取り組んでおられるのか。何か検討されておられることがあるのか、宮腰スポーツ振興課課長にお尋ねをいたします。

宮腰スポーツ振興課課長 まず、駐車場につきましては、総

合運動公園内には現在約1,200台分の駐車スペースがございます。平日は余裕が見られるものの、土日はクロスカントリー、それから遊具利用者が多く、また先ほど委員からの御発言もありましたが、Ｊリーグの試合や陸上競技大会が開催される場合、オフシーズンを除きますが、ほぼ満車の状態となっております。

このため、富山県武道館開館後の公園利用者の利便性の維持向上を図るため、現在、武道館整備と並行いたしまして、約300台分でございますけれども、駐車場の増設を進めているところでございます。

また、同じ日に陸上競技場と武道館の大規模大会が重ならないよう、日程調整を図るほか、近隣施設の協力をいただきながら、駐車場の臨時での活用を検討するなど、ハードとソフト両面で対応してまいりたいと考えてございます。

次に、アクセスにつきましては、ターミナル駅であります富山駅から同公園への公共交通機関は、路線バスのみでございまして、令和5年9月に改定した武道館整備基本計画においても、公共交通事業者と連携しながら、利便性の向上に向けた検討を進めることとされております。現在、その利便性向上について、例えば、バス停の位置の変更などを目指して、バスの運行事業者や運輸支局などの関係機関と協議を始めているところでございます。

県といたしましては、引き続き新たな富山県武道館整備後も、公園内の各種施設や公園自体を利用いただきやすい環境づくりに向け、関係機関と連携しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

針山委員 1,200台用意されているけれども、週末になると大体満車になるということでした。私の見る限り満車というよりも、あふれている感じが見て取れるわけございまして、300台の追加で足りるのかどうなのか、大変疑問に

思っていますし、武道館ができることで、混雑緩和のために行事をずらすとか、何か一緒にしない、重ならないようにするという考え方が、それは、何のためにそこに武道館を持っていったのかと、考えさせられるところがあるわけでございます。

使いたいときは、みんな似たような時期だと思いますし、使いたいときに快適に使えるような施設にそれぞれがなるように、駐車場とか、アクセスとか、ハード、ソフトも含めて考えていただきたいなと思います。大変大きな投資ですので、有効に使っていきたいと思います。

続きまして、武道館といえ、今、高岡にある県立武道館も、県の新しい武道館の新設に当たって、県営から外れるというようなことになっているわけでございます。

新聞等でも報道されておりますけれども、高岡市も統廃合される小学校の跡地に、武道場の機能を持ったものを整備していくということで、議論がされていると思っております。

ただ、新しい高岡の武道館機能を持った施設が整備されるのと、富山県武道館が整備されて、今の高岡武道館が県営ではなくなるのと、タイムラグが生じるわけでございます。いろいろな事情はあるかもしれませんが、武道関係者の方が一番不利益を被ることになるのではないかと心配しております。

県でも、高岡市からのいろいろな相談がないと受け止められないところもあるかと思いますけれども、この廃止が予定されている高岡武道館について、県と高岡市とどのような協議がされているのか宮腰課長にお尋ねをいたします。

宮腰スポーツ振興課課長 現在、整備を進めております県武道館は、令和10年3月末までには開館見込みでございます。現在の富山、高岡の両武道館は、指定管理期間が終了

する令和10年3月末をもって県営施設としては廃止をいたします。施設廃止後につきましては、県、市レベルの武道館利用団体などにも丁寧に御意見をお伺いしながら、地元市と協議を重ねてきているところでございます。

現在の高岡武道館につきましては、高岡市からは、既存の高岡武道館を引き継ぐ意向はないと伺っておりまして、先月、5月8日でございますが、高岡市長の記者会見では、3月の高岡市総合教育会議で報告、公表されました概要と同様に、高岡武道館利用者の代替活動場所としまして、古府小学校跡地の体育館を活用した武道機能を整備する旨の発表が行われました。その際に、古府小学校跡地の体育館改修に係る財政支援ですとか、その改修期間中の高岡武道館の使用等について、今後、県に支援を要望していく旨の御発言があったと承知をしております。

なお、現在の富山武道館につきましても富山市も引き継ぐ意向はないと伺っておりまして、同館の利用は令和10年3月までとし、その跡地の利活用策を検討した上で、解体する方向で考えてございます。代替となる活動場所につきましては、富山市内で整備中の新たな県武道館ですとか、既存の市施設を御活用いただければと考えております。

今後、高岡市から正式な要望があるのではないかと考えておりますが、古府小学校体育館の改修計画の内容ですとか、要望内容をしっかりお聞きをして、どのような対応が可能か検討してまいりたいと考えております。

針山委員 再確認になりますけれども、今現在は、県へ要望はないということによろしかったでしょうか。

宮腰スポーツ振興課課長 担当レベルでは様々なコミュニケーションを取っておりますが、正式な要望という形ではまだいただいておりません。

針山委員 きっと正式な要望がされると思っておりますので、

ぜひ高岡市の御意向に格別の配慮をいただきたいなと思っておりますし、何よりも武道関係者、利用者の方が本当に困らないような、不利益を得ないような、環境づくりに、ぜひ県の皆さんにも御協力をいただきたいと思います。宮腰さん、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

最後になりますけれども、富山マラソン2026について、質問をさせていただきたいと思います。

富山マラソンは、全国の市民マラソン大会の中でも大変人気があるとお聞きをしております。いろいろな工夫や努力をされて、ここまで運営されてきて、大変高い評価をいただいているものと思っております。令和8年5月18日に、富山マラソンの第1回実行委員会が行われましたが、その内容をホームページで見させていただきました。藤井委員長も出席されていたということでもありますけれども、議題がアンケート調査結果についてということでした。私もいろいろと調べてみますと、参加ランナーの方からアンケートを取られたものを調査結果として分析されているということでもありますけれども、前回の、例えばアンケートで得られた意見から、課題をどのように分析して、今年の大会を改善していくのか。また、どんなランナーさんからの回答が多かったのか、そういったところも含めて、お聞かせいただきたいなと思っております。春木スポーツ振興課課長、お願いいたします。

春木スポーツ振興課課長 富山マラソンでは、大会運営の今後の参考とするため、大会開催後に参加者にアンケート調査を実施しておりますほか、全国のマラソン大会の情報や評価を提供している国内最大のマラソン情報ポータルサイトRUNNETにおける評価内容などについても検証を行っております。

前回大会の評価といたしましては、まず参加者へのアンケート調査では、沿道応援でありますとか、イベント、それから景色に関する満足度が80%で、総合満足度85%でございました。また、「今後も参加したい」という回答も85%ございました。RUNNETでは、スタッフやボランティアに対する評価が高く出ておりまして、総合評価も80%となっております。全国ランニング大会100撰にも選ばれるなど、全体として高い評価をいただいているものと考えております。

一方で、参加者の意見で課題として挙げられたのは、手荷物の返却場所が屋外であったことなど、改修中の富山市総合体育館が使用できなかったことによるものが一番多くございました。今年につきましては、使用できることから改善されるものと考えております。

次に多かった意見といたしましては、スタート直後ですとか、高岡大仏付近での混雑についてでございました。今年の大会では、自己記録の更新よりもコースの景観やエイド、応援などをゆっくり楽しみたい方のためのファンランブロックを最後尾に新設いたしまして、混雑の緩和を図るというふうにいたしております。

このほか、給水の種類ごとの配置ですとか、給食の内容についての意見もいただいております、改善に向けて検討しているところでございます。

今大会が前大会よりも満足いただける大会となりますよう、関係者とワンチームで取り組んでまいりたいと考えております。

針山委員 このアンケート結果の細かいところは、特に公表されていないということですか。

春木スポーツ振興課課長 細かいところにつきましては、現在分析をいただいております富山大学さんと最終調整をし

ているところをございまして、できましたら公表する方向になろうかと思ひます。

針山委員 ぜひまたよりよい大会になるように、アンケート調査も大事にしながら、また準備進めていただきたいと思ひます。

川島委員 私から大きく2点、御質問させていただきます。まず、前置きといたしまして、先般、我々自民党の政調会において、県内各地域ブロックの現状や地域の声を、各政調会長を通じて把握したところであります。その中で、特に深刻である、あるいは非常に多くの声が寄せられた案件を抽出し、質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

先ほど朝山課長からも、春熊等の御報告がありましたが、ツキノワグマ対策について質問したいと思ひます。

本日の未明、栃木県宇都宮市の商店街にツキノワグマが出没し、宇都宮市内の小中学校94校が全校臨時休校になるということで、毎年、熊による被害たるや、全国的にも深刻な状況になっております。

私もボーイスカウトでキャンプをするのですが、有峰にはもう行けないなという状況であり、恐らく県民の多くの方も不安が募っているのが現状だろうと思ひます。

そして、地域からもいろいろと声を聞いておりますと、全国的に管理計画や個体数、捕獲の上限数については、県によって違うのではないかとのことであります。その運用についても、環境省が提示する、いわゆる捕獲に適した上限数というものはガイドラインであります、私はてっきり環境省が提示する上限数というものは、一律に熊の適正な生態系を守るための上限なのだと思ひておりましたが、実はそうではないということが判明いたしました。

本県においては、令和5年度末時点で、捕獲上限を推定

個体数の12%と設定しておりまして、1,450頭となっておりますが、近年の全国的な熊被害を受けて、国においては捕獲強化の方針が示されてきております。

そういったことも受けて、ツキノワグマ管理計画では、本県においては捕獲上限数を推定個体数の12%と設定しておりますが、他県においては、例えば石川県では、個体数の15%、180頭程度とされております。

また、出没警戒情報を発令した年は、ぐっと引き上がって20.9%という上限設定に弾力的に変えておられたり、福井県においては、嶺北では推定個体数の18%、嶺南においても、本県より高い15%ということであったり、全国で見れば、いろいろな運用や上限設定があるということが分かりました。来年度、この管理計画を改定していくに当たって、まず、県内でも被害がありますので、15%等に引き上げていくべきと考えておりますが、朝山自然保護課長の見解をお聞かせ願います。

朝山自然保護課長 本県の現行のツキノワグマ管理計画では、環境省のガイドラインに基づき、自然増加率といいまして、要は出生数から熊の死亡数を引いた増加割合という意味なのですが、この自然増加率を14.5%とした上で、年間の捕獲上限数を、委員御紹介のとおり、個体数の12%、1,450頭ということですので、おおむね175頭の年間の捕獲上限数としているところでございます。段階的に引き上げてはございますが、175頭ということでございます。

一方で、昨年度からの全国におけます深刻な熊被害を踏まえ、本年4月に環境省がガイドラインの改定を行いまして、個体数の考え方につきましては、1,200頭以上の地域個体群——本県でいいますと、北アルプス地域個体群と、白山・奥美濃地域個体群の2つの群がございしますが、それぞれの地域個体群が1,200頭以上の場合は、その水準を維

持できる範囲、または人とのあつれきの低減がある場合は、その低減に向けまして、必要な場合は、さらに目標の個体数を600から1,200頭までと設定して管理できるとされたところでございます。パーセントではなくて頭数でということでございます。

今年度、県が策定を行います令和9年度から13年度までを計画期間といたします熊の次期管理計画におきましては、この新たなガイドラインの考え方も踏まえて、これまでの捕獲上限数から捕獲目標数に改めるとともに、捕獲目標数の設定について検討していくこととしております。

今後、野生鳥獣保護管理検討委員会や県環境審議会の野生生物専門部会において、専門家等の御意見を踏まえまして、具体的な検討を進めていきたいと考えております。

川島委員 来年度からは目標設定をして捕獲していくということではありますが、私が危惧しておりますのは、ややもすれば、例えばハンターの方々の捕獲できる体力が現実的に難しくなっている中で、目標を設定していこうとすると、低く設定しがちになるのではないかという点であります。

全国の運用の仕方を見ますと、例えば石川県などは適当なのかなと思うのですが、9月には餌の量も分かってくる、翌年の熊のありようもある程度つかめるという中において、出没警戒情報を発令した場合には上限を引き上げるなど、その年その年の状況を弾力的に目標へ反映していくことが必要なかなと思っております。

捕獲をすることと、里山での熊の被害が減るとことは、必ずしもイコールではないと思いますので、そこを十分踏まえた上で、有効な管理計画をつくっていただきたいと思います。

2点目として、今ほど触れましたが、なかなかハンターの育成がままならないわけでありまして。いろいろお話を聞

いておりますと、特に銃刀法の一部改正があり、安倍首相の事件であったり、長野での猟銃使用による殺人事件であったり、こういったことを受けて、銃刀法の運用が非常に厳格化されたと伺っております。

これに際して、実は特にライフル銃の許可を得たいという、特に若い方々についてであります。ライフル銃は、10年間、散弾銃での実績がないと取得できないわけですが、いざ10年たったからライフル銃の許可を取ってくれと、猟友会さんからも、人が少ないから取得してくれと言われるわけです。

しかし、いざ取得しようとする、許認可に際して非常に煩雑な申請書類があり、また聞くところによれば、銃の許可については恒常的に管理されるわけですが、御近所や知り合いの方に対して、「最近、精神的にどうか」といった警察からの聴取がある。その聴取対象となる方の選出を、銃を持たれる方、つまり申請者が提示しなければならないとのことであります。

これが4人から7人に引き上げられたと聞いておりますが、例えば過疎集落では10世帯しかないような集落もあります。そうした地域の方が、いざライフルを取得したいとなったときに、近所に7人いないということもあり得るわけであります。こうしたことも一例として、非常に厳格になっているという現状を、ぜひ熊対策の所管課である自然保護課には十分認知いただきたいと思います。

捕獲の担い手を何とか育成していきたいわけですが、その中で、過去5年間における散弾銃の担い手、そしてライフル銃の担い手の育成状況について、まず推移はどうなっているのか。また、課題と対策も含めて、その状況を教えていただきたいと思います。

朝山自然保護課長 ツキノワグマの銃による捕獲には、散弾

銃、または委員御紹介のとおりライフル銃が使われますけれども、散弾銃のそもそも射程距離は、おおむね30メートル、それを超える距離はライフル銃での対応となります。

昨年度、県外で実施されました緊急銃猟の場面では、全ての事例において散弾銃が使用されております。現場の状況によりましては、ライフル銃による捕獲となることも想定されるので、当然ですが、ライフル銃を扱える捕獲者の確保は必要となるわけでございます。

また、委員御指摘の銃所持の許可自体は、県の公安委員会が行っておりますので、先ほどの4人から7人という詳細な部分については、私どももはっきりとしたことは承知しておりませんが、その対応の厳格化というのは、委員から御紹介のありました重大な銃撃事件をきっかけとした令和6年度の銃刀法の改正によるものでございまして、ライフル銃だけが厳しいということではないと伺っております。

一方で、ライフル銃の所持には、原則として継続して10年以上の散弾銃所持が必要でございますので、ライフルの所持につきまして、ハードルが高い側面もあると認識しております。

ツキノワグマの捕獲体制につきましては、市町村に聞き取りをしたところ、捕獲者の数やスキル面は充足しているものの、60代以上の割合が高い市町村が多く、今後担い手不足が懸念されるというところでお伺いしております。

なお、県警察によりますと、ライフル銃、散弾銃、空気銃のいずれかを所持する者の数ということで、令和7年度の比較で言いますと、5年前の令和3年度末が764名、昨年、令和7年度末ですと、要は令和8年3月31日で言いますと、699名ということで、約1割減少しているということをお伺いしております。

県では、将来の捕獲の担い手確保のため、銃を所持された方には、継続的に活動していただきたいと考えており、今年度新たに射撃の指導や銃器のメンテナンス講習等の研修の開催など、新人ハンター養成に取り組んでおり、引き続き関係団体と連携し、担い手の確保や技術向上に努めてまいりたいと考えております。

川島委員 ここ過去5年で、これはライフルだけではありませんけれども、許可猟銃の所有が1割減っているという現状も鑑みますと、また、60歳以上のハンターの割合も踏まえると、なかなか許可猟銃に頼らない熊対策というものを強化していく必要があるのかなと感じております。

ただ、これは警察の分野にもなりますけれども、一義的には、本来であれば所有者の管理を警察のほうでしっかりしていただきたいと思っております。地域住民にあまり責任を負わせないようにしてほしいという思いも込めまして、質問とさせていただきます。

それでは3点目としまして、では、どうやってこの銃に頼らない熊対策を強化していくかということにつながりますけれども、特に新たなテクノロジーを活用した熊対策についてであります。

南砺市で非常に効果を上げている高周波装置による熊の追い払い対策であったり、全国的にはロボットやドローンなどを活用した熊対策などが功を奏していると耳にします。こういったものを研究し、そして県内に横展開することにも力を入れていくことが大事ではないかと思えます。

新技術を用いた熊対策を強化していく取組について、朝山課長の見解をお願いいたします。

朝山自然保護課長 委員御紹介のありました南砺市の高周波の装置の対策につきましては、昨年、南砺市立利賀学舎の周辺で、熊の出没が相次いだことから、熊が嫌がる音を発

する装置を市が設置したところ、半径に200メートルの範囲での熊の出没が、設置した後は1件の出没となり、一定の効果が確認できたと同っているところでございます。

さらに、先ほども御報告いたしましたが、先月、称名滝周辺で発生した熊の人身被害を踏まえまして、今後、立山町でもこの装置を設置すると伺っております。

また、本年4月に、富山市の森地内、先ほど御紹介しました緊急銃猟の場面におきましては、熊が住宅地付近のやぶに隠れていたということもございました。その際、県警察本部が所有しているドローンを使い、サーマルカメラで探査したことにより、熊の所在を確認した上で、緊急銃猟による迅速な捕獲に至ることができたというものでございます。

このほか、本県が開発したAIによる自動検出通報システム、通称熊AIと呼んでおりますが、これは環境省の交付金を活用し、現在、県内9市町、計89台が導入されておりますが、今後もその台数が増えていく見通しでございます。

また、その熊AI等を活用した事例ということで言いますと、富山市で、市の防災行政無線と連携させたシステムを開発されるなど、熊対策の横展開が実際図られているところでございます。

今年度は、「ワンチームとやま」連携推進本部会議の新たな連携推進項目に、鳥獣被害防止対策を設けておりますので、このワーキンググループにより、どうやって対策をしていくかという協議を始めているところでございますが、こうした場も生かしまして、県や市町村の新たな技術による熊対策の有効性について、情報共有を図りながら、横展開も含めた被害防止対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

川島委員　やはり、それなりに効果を出しているということ
を、ワンチーム推進会議でも共有していただきたいと思います。
ます。こういったものは、市町村単位ではなく、特に熊の
行動や動向、例えば川べりを沿って下りてくるといったこ
とも踏まえ、広域的な対応として措置していくことが必要
だと思います。市域を超えてしっかり取り組んでいくには、
県の指導力が大事なのかなと思います。そういう観点から、
こういった新しいテクノロジーの活用もぜひ積極的に行っ
ていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いい
たします。

続きまして、物価高の問題についてであります。

非常に中東情勢も追い打ちをかけている中で、県内でも
県民の皆様から多くいただく声として、特に「病院は大丈
夫なのか」「医療機関は大丈夫なのか」という声がござい
ます。

正副委員長には、国にしっかり要望に行っていていただき
まして、その答えを期待するところでありますが、なかなか
現状は厳しい状況にあります。

例えば、特に県民のセーフティーネットである救急医
療機関に対して、物価高に対応し得る国の補助が十分に
来ているのかということであります。県予算は変わらず、
令和7年度も5,700万円余りですが、実は執行額で
見ると、令和4年度においては5,100万円余りであったも
のが、令和7年度では4,600万円余りと、500万円以上も
目減りしているという状況であります。

この物価高において、補助額が目減りしている現状は、
経営に際しては非常に厳しい、苦しい状況にあらうかと思
っております。こういった状況も受けて、委員会正副委員
長としてもしっかり要望を上げていただいているわけ
であります。こういう現状があるということでもあります。

そういった中で、まず１点目としてお聞きしたいのが、この長引く物価高に加えて、中東情勢の緊迫化に伴う医療、看護、介護分野における影響をどのように捉えられて、緊急的な支援対策を図っていかうとされているのか、それぞれ川辺医務課長と楠高齢福祉課長にお伺いしたいと思います。

川辺医務課長 それでは、医療と看護の分野についてお答えを申し上げます。

医療機関で使用する医療物資には、石油関連製品も非常に多くて、中東情勢による影響が早くから懸念されてきましたことから、国においては３月末に対策本部を設置いたしまして、医療機関等から入手が困難な医療物資等に関する聞き取りを行い、安定供給に影響があると判断された品目については、個別に供給の調整を図るなど、供給の偏りや流通の目詰まりの解消を加速化する取組が進められてきております。

また、先月には、一部の医療機関で医療用手袋の確保が困難となっているという実態を踏まえまして、国が備蓄する医療用手袋の放出が開始されているところでございます。

県におきましても、医療機関や卸売業者の方に個別に状況をお聞きしたり、国の情報システムを用いた医療機関の状況把握に努めてまいりました。県内の医療機関からは、今ほど御紹介した国の取組もありまして、現時点で必要な医療物資が欠品するなどの緊急的な状況にはないというふうに伺っておりますが、やはり情勢の長期化に伴う今後の調達への影響ですとか、値上がりを懸念する声を伺っているところでございます。

県としましては、引き続き県内医療機関への影響を注視しつつ、国と緊密に連携して対応に努めますとともに、当初予算で措置をされました物価高騰対策緊急支援の早期執

行に努めまして、県内医療機関を支援してまいりたいと考えております。

川島委員 政府も、原油や石油の総量について、現在、タンカーも日本に向かっている状況であり、ナフサについても、ほぼ100%に近い形で総量は確保しているということをしっかり打ち出しております。

しかし実際には、川下に来ると目詰まりがあり、例えば介護関係においては、使い捨て手袋やエプロンが二、三割値上がりしているなど、現場においては厳しい状況があるのではないかと思います。

経済産業省では、関係するメーカー等にも直接アクションしているという窓口もありますので、ぜひそういったところもしっかり活用しながら、物資の確保、医療物資の確保、そして安定経営につなげていただくよう、しっかり国と連携を図っていただきますように、再度お願い申し上げたいと思います。

楠高齢福祉課長 私からは介護分野についてお答えしたいと思います。

介護サービス事業所につきましては、公定価格であります介護報酬により運営されておりました、物価高騰ですとか、あと今ほど御紹介いただきました中東情勢の緊迫化による一部の資材の値上がりなどを直ちに価格転嫁をすることは難しいことから、大変厳しい経営を強いられているというふうに認識しております。

このため、まずは直近の対応としまして、重点支援地方交付金などを活用しまして、当初予算等で措置されております物価高騰対策緊急支援ですとか、介護施設の食材費などへの補助を、一刻も早く各事業所様にお配りすることができるよう、現在、支給手続などを進めているところであります。

また、物価高騰の緊急対応と併せまして、事業所の経営体質を強化する生産性向上の取組も加速化して進めていく必要があるかと考えております。県では、これまでも介護サービス事業所の生産性向上ですとか、職場環境改善、ひいては人材確保、離職防止に資する介護テクノロジー導入を支援しております。通所系や訪問系のサービスは自動車の利用頻度が高く、燃料費高騰の影響を受けやすいことから、テクノロジー導入によりまして、移動コスト削減ですとか、稼働率向上という効果が見込まれます。例えば訪問介護では、クラウド型介護記録システムの導入によりまして、介護記録を訪問先でスマートフォンやタブレットから入力、閲覧できるようになることで、事業所に戻って日報を作成する手間が省けまして、直行直帰が可能となるなど、導入効果が高いとされております。

現状では、介護テクノロジーの導入が進んでいない小規模事業者さんも多いことから、県としましては、物価高騰支援と併せまして、テクノロジーの導入を後押ししていきたいと考えております。

川島委員 なかなか人材の確保も難しい中で、テクノロジーにしっかり投資して、安定経営につなげていくことは大変重要でありますので、しっかりお願い申し上げたいと思います。

続いて最後でありますけれども、先ほど少し触れました三次救急医療機関に対する支援についてであります。言うなれば、これも物価高支援といいましょうか、セーフティネットである救急医療機関の現状をしっかり支えていくべきではないかと感じるわけであります。先ほど、国の補助金の執行額の推移についてはお話しさせていただきました。それでは、県単、基金での支援の状況はどうなっているのかといいますと、これも令和4年度と比較して、

3,300万円余りから若干目減りしている現状にあるということでもあります。小児救急医療支援の事業は格段に拡充されているわけでありますけれども、救急医療施設の運営というのは、この物価高で非常に厳しくならざるを得ないと感じるわけであります。

そして、ただいま厚生連高岡病院さんにおかれましては、地域医療構想の下で、救急医療にしっかりと力を入れ、地域包括ケア病床を削減しておられるという、そうした努力をされているわけであります。聞くところによりますと、救急医療は利益が少ないということでもありますので、そういった部分をどのようにしっかり支えていくのかというところが、肝要なのではないかと思います。それが地域医療構想の具現化にもつながっていくのだらうと思いますので、そういう観点から、この救急医療機関が抱える問題をどのように捉えられておられるのか。そしてどのような対策、対応を図っていかれるのか、川辺医務課長にお伺いしたいと思います。

川 辺 医 務 課 長 第三次救急医療機関は、重篤な患者に対する高度な専門的医療を担っておりまして、不採算となっても維持が必要な、県民の命を守る救急医療を24時間365日体制で行う最後のとりでとしての役割を果たしております。

一方、人件費、光熱費、診療材料費、委託料等の高騰が続きまして、診療報酬だけでは急激なコスト上昇を十分に吸収できない状況にもございます。

県としては、第三次救急医療機関が直面する物価高騰等の影響は、当該医療機関の経営の問題にとどまらず、本県における救急医療体制全体の安定性に直結する重大な課題であると受け止めております。

このため、これまでも救急医療センターの運営費や施設設備整備に対する支援に加えまして、光熱費や診療材料費

等の高騰分への支援を行ってまいりました。また、冒頭、委員からも御紹介ございましたが、国の補助金が十分な額が措置されていないという件も含めまして、先般の重要要望においても、藤井委員長、横田副委員長と共に、医療提供体制の確保について強く求めていただいたところでございます。

今後とも、全国知事会とも連携し、物価高や賃上げを適切に反映した診療報酬の弾力的な改定や、地方財政措置の充実を国に強く求めますとともに、地域で必要な救急医療に支障が生じないように、医療機関への物価高騰の影響を丁寧に把握しながら適切に対応してまいりたいと考えています。また、併せまして、今後進めていく地域医療構想の議論を通じて、持続可能な救急医療体制の確保にも取り組んでまいりたいと考えております。

川島委員 課長がおっしゃられるとおり、持続可能な救急医療体制をしっかりと、県民が安心できる形で提示していくことは、本当に大事であると思います。我々もしっかりそこはスクラムを組んで、国にも要望してまいりたいと思います。

瘡師委員 それでは私から、看護師の養成についてという項目でお尋ねしていきたいと思っております。

あらゆる業種、あらゆる分野におきまして、労働力不足という状況の中にあって、看護師はどうかということなんです。それで、富山県内の看護職員につきましては、人口10万人当たりの就業看護職員数が全国平均を上回っており、県内全体の数としてはおおむね充足しているということがあります。一方で、特定の病院に人材が偏在する傾向もございます。県内の看護師を養成し、地域医療を支える中核病院等では、依然として人材確保が課題であるということとは変わりないと考えております。

また、県内の看護師を養成する機関の定員数に対する充足状況としましては、4年制大学の富山大学医学部看護学科や、近年開設されました富山県立大学看護学部は、安定した定員充足率が確保されておるということですが、全国的な傾向と同様に、18歳人口の減少に伴いまして、看護専門学校への入学者数の減少や、定員充足率の低下が課題となっております。そして、先頃、滑川市に所在しております富山医療福祉専門学校が、近年大幅な定員割れが続いていたということもありまして、看護学科の学生募集を来年度から停止するという報道がありました。

専門学校の卒業生は地元定着率が高いというのが、大きなメリットであるわけなんです。富山市より東側の地域で看護師養成機関がゼロになるということで、地元就職の減少により、看護師不足や人材偏在がますます深刻化する懸念が高まると考えますが、県としてどう認識しておられるのか、青島医務課課長に伺います。

青島医務課課長 御指摘いただきましたとおり、富山医療福祉専門学校につきましては、先日、看護学科の募集停止の発表がなされました。同校の入学者の状況は、近年、定員40名に対しまして、令和6年度8名、7年度13名、8年度は10名と定員の二、三割くらいの状況が続いておりまして、こうした状況を踏まえて学校が判断されたものと認識しております。

この状況を分析しますと、直近の令和8年度入学生10名のうち、富山市より東側の地域からの進学者が5名、富山市より東側の公的病院5病院における令和8年度の新規採用看護師合計42名のうち、同校からの就職者は8名おられましたことから、これに相当する分は富山市より東側の地域への将来の影響が見込まれます。

一方で、新川地区出身者の進学先並びに地元就職という

観点から見ますと、令和８年度新川地区から県内の看護師等養成機関に入学した方31名がいらっしゃいますが、そのうち30名は富山市や高岡市などの養成機関へ進学をしておられます。また、県内の看護師等養成機関を卒業して、今年度新川地区の医療機関に就職された方が21名いらっしゃいますが、そのうち19名は富山市や高岡市などの養成機関を卒業していらっしゃいます。

県としましては、こうした実態を踏まえつつ、今後とも各高校や医療機関、県看護協会、看護師等養成機関等と連携の上、富山市より東側の地域における医療機関の看護師確保につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

瘡 師 委 員 今ほどのようなお話ですと、何かあまり地域的な影響が少ないというような印象を受けた答弁だったかなと思うんですけれども、やはり専門学校で学んで、地元の病院に就きたいという人は必ず出てくるはずだろうと思っておりますし、もともと滑川市の富山医療福祉専門学校は、そういう趣旨で開校されたものだろうと思っています。開校されてすぐに看護学科ができたわけではなく、何年かたってから開設されたということでもあります。また、決して廃校になるわけではなく、理学療法学科、それからスポーツウエルネス学科は募集を続けていくということですから、今後の状況によっては、また看護学科が復活するようなことも考えられるのではないかと考えております。そういった可能性について、どのようにお考えでしょうか。

青 島 医 務 課 課 長 繰り返しにもなりますけれども、富山市より東部の学生につきましては、富山市等の養成機関に多く進学しております。また、これらの養成機関を卒業して、東部の医療機関のほうに多く就職をしておられます。

今後、また少子化がさらに進むと見込まれる中で、看護

教育の質の面からも、この富山医療福祉専門学校の看護学科をどうしてもという御希望もあるのかもしれませんが、県としましては、県内に養成機関はございますので、連携を強化しまして、東部からの看護学生も含めて県内全域で看護学生の養成を行い、そして東部のほうの医療機関の看護師確保にもしっかりとつなげていく。そういうふうに考えることが現実的ではないかと考えております。

瘡師委員 今回の看護学科の募集停止につきましては、少子化が進む中にあって、私立学校単独で学生募集を行ったり、経営を維持したりすることが、なかなか困難になっているという背景があるのではないかと考えております。

やはり今ほど言われたように、県東部の看護師養成機関を再生させて、地域医療を維持するためには、自治体、医療機関、教育機関が連携して、運営コストの公的負担等の財政支援による例えば運営の安定化であるとか、あるいは県東部の中学生、高校生に対する看護職の魅力を伝える、そういった広報活動の強化など、自治体主導の抜本的な支援体制の構築が必要ではないかと考えますが、どのように取り組んでいかれるのか、改めてお聞きいたします。

青島医務課課長 看護師等養成機関に対する支援につきましては、県ではこれまで運営費や施設設備の整備に対する補助、看護教員の資質向上のための合同研修の開催、修学資金の貸付けによる学生確保の支援などに加えまして、県内の高校生等若い世代へ看護の魅力を伝えるための看護体験学習や、病院での看護体験など、普及啓発にも取り組んでおります。

また、市町村におかれましても、独自の看護学生修学資金貸与制度ですとか、移住支援金支給制度などを設けること。また県外の看護大学と協定を締結し、人事交流を図ることなど、地域における看護師確保に取り組んでおられま

す。

さらに、県内看護師等養成機関におきましては、県東部を含む高校訪問ですとか、指定校推薦、親子イベントの開催など様々な取組を実施されるとともに、医療機関におきましても実習先として看護学生を積極的に受け入れるなど、看護師確保に向けた取組をされています。

県としましては、今後とも養成機関に対する支援を行うとともに、県東部の中学生、高校生を含めた若い世代から職業、進学先として選ばれるよう、引き続き市町村、医療機関、教育機関等と連携した看護師の養成、確保に取り組んでまいりたいと考えております。

瘡師委員 十分に対応されているというお話でございましたけれども、知り合いのお医者さんからは、この滑川の看護学科の募集停止については、学生への支援よりも、学校自体への支援のほうが必要ではないかというお話も伺っております。深く追求してお聞きしたわけではありませんが、そのようなことを言っておられましたので、ぜひ自治体、医療機関、そして教育機関が連携して、地域医療の維持、そして運営に御尽力いただきたいと思っております。

藤井委員長 ここで暫時休憩いたします。

休憩時間は5分間いたします。

〔休憩〕

藤井委員長 休憩前に続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

菅沢委員 医療の問題を中心にして取り上げさせていただきますが、最初に中央病院のことになります。川辺課長と論議をすることになるかと思います。

本日提出されている令和7年度の中央病院の決算を拝見いたしますと、給与費と材料費を同列に並べておられるのではないかという印象を受けます。ただ、令和7年度と平

成27年度のこの10年間の開きを見ますと、給与費については、医業費用に占める割合で、平成27年度、10年前が45.5%であったのに対し、令和7年度の決算では44.06%となっており、給与費の占める割合は減っています。一方で、材料費について見ますと、10年前の平成27年度は33.62%であったものが、令和7年度は35.70%と、かなり上昇しております。そういう意味では、この決算報告の表記にある「給与の増加や材料費の物価高騰により医療費用が大幅に増加した」というように、給与費と材料費を並列に並べるのは、正確な赤字の要因分析としては、少しどうなのかと思ひ、お尋ねするわけであります。つまり何が申し上げたいかといいますと、確かに給与費も上がってはおりますが、より大きく上がっているのは材料費であり、それに見合う診療報酬、いわゆる公定価格の改定が適切に行われていないのではないかということであります。

御存じのとおり、令和6年6月からの診療報酬改定では、全体ではマイナス0.1%となっており、平成28年、2016年から5回連続のマイナス改定となっているわけです。

つまり、結論的に何を申し上げたいかといいますと、赤字の要因には、給与費の増加もありますが、給与費や材料費の高騰に見合った診療報酬の改定となっていないという、構造的な問題が根っこにあるのではないかと思います。公定価格である診療報酬の問題について一言も触れていないままでは、そうした点をしっかり押さえた赤字分析にはならず、正確ではないと考えます。川辺課長、いかがでしょうか。

川辺医務課長 医業収支の分析におきましては、御指摘がありました医業費用に占める各費用の割合だけでなく、実際に各費用が幾ら増えて、その増に見合う医業収益、すなわち診療報酬上の手当があったかを同時に見る必要があると

私も思います。

そういう観点から見まして、令和6年度決算と令和7年度の決算を並べて記載した資料を提出させていただきましたけれども、令和6年度から7年度にかけては診療報酬の改定はなされておられません。そういった中で、給与費が132億9,500万円から7億1,900万円の増になっていると。材料費は同じように4億2,100万円となっているということでございますので、診療報酬の改定がない中でこれだけの増があったということは、給与費と材料費が、今般の、令和7年度の決算見込みの赤字の要因として、非常に大きな位置づけだということには変わりはないかと、そのように認識をしております。

菅沢委員 違った角度からお話しているように思います。私が言っているのは、構造的な要因なんです。給与費が上がる、材料費も上がる、そういう中で、それに見合った公定価格、つまり診療報酬の改定が、令和6年度から7年度、この2年間で見ても、令和6年度の改定において十分に行われていない。そこが大きな要因ではないかと強調しているわけです。そのことはいかがですか。

川辺医務課長 私も医業収益の柱であります診療報酬が、公定価格でございまして、物価や賃金の上昇を直ちに価格転嫁できないという構造的な課題にこういった赤字収支というものは起因しているものと承知をしておりますので、引き続き全国知事会とも連携しまして、こうした物価高や賃上げを適切に反映した診療報酬の改定を行うよう、国に引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

菅沢委員 これは質問の項目にしっかり書いていないかもしれませんが、2026年6月から、診療報酬の改定が行われます。本体部分、これは人件費や物・サービスの費用、それからお医者さんの技術料なんかが含まれますよね。こ

れがプラス3.09%と、かなり改定が上積みされて、実施されつつあるわけです。賃上げ分が1.70%、物価対応分が0.76%で、今後2年間、これで公定価格として実施されていくわけであります。

そこで、この6月からの診療報酬改定が、中央病院の経営に今後どういう影響を及ぼすか注目しています。この診療報酬改定がどのような効果を及ぼすかというのは、課長も心配でしょう。

川 辺 医 務 課 長 今ほど御紹介いただきましたとおり、医業収益の柱であります国の診療報酬、これは2年ごとの改定でございますが、令和8年6月に改定が行われます。今回は、これまでなかった、約30年ぶりの高い改定率ということで、診療報酬の改定はプラス3.09%ということになっております。

これはもちろん、詳細に中身を見ていくと非常に細かいわけでございますけれども、急性期医療を担う病院について、よりその効果、評価というものを高める部分であったり、そういった部分の中には、もちろん人件費の高騰分も一定程度含まれているものと考えております。ですので、これが実態としてどれぐらいの効果が出るかというものは、6月から始まりましたので、実際には2か月遅れぐらいから、診療報酬としてお金は動いてくると思うんですけれども、一応、机上の計算ではございますが、県立中央病院においては、今年度約6億円ぐらいの医業収益の増収が見込めるというふうに計算しております。ただ、具体的にどれぐらい効果が出るかというのは、おっしゃるように、実態をしっかりと見極めてまいらないといけないと思っております。

菅 沢 委 員 そういうふうに増収、増益が予想されるということとは、あなたも担当課長としていろいろ思うところがある

でしょう。けれども、専門家はいろいろ分析しているわけです。今度の3%程度の診療報酬改定では、「輸血だけで血止めにはならぬ」と。そういう意味では、2年間で10%ぐらい、単年度で5%ぐらいの診療報酬改定が必要だというのが、専門的な関係の人たちの主張です。

そういうことを考えますと、来年度も大きな決算赤字になるのではないかと、私は心配しております。

このやり取りはこれぐらいにして、こうした状況の中で、運転資金、キャッシュフローへの対応です。

令和7年4月時点の現金預金残高が約33億円で、令和7年10月末で、約18億円で減少して非常な緊張感が走りましたよね。これは議会の常任委員会で報告された数字です。

そこで、この対応策として、昨年11月議会で、県は一般会計からの貸付け、これは知事がよく決断されたと思いますが、約17億円。さらに、中央病院も大変努力されて、国の経営改善推進事業債の活用について了解をもらうと、これも約17億円であります。この2つで、相当大きな当面の運転資金が確保されたわけです。したがって、令和7年度のキャッシュフローについては、当面こういう手当があったと私は理解をしています。そこでお聞きしますが、令和8年4月時点です。預金残高はどれくらいあったのか、いかがですか。

川辺医務課長 県立中央病院における資金繰りにつきまして、本年4月の現金預金残高は約36億円となっております、前年同月比のプラス2.5億円という状況となっております。

御紹介いただきましたように、昨年、一時的に預金残高が大きく減少いたしました。その後、一般会計からの借入金や国の経済対策に伴う物価高騰支援等により必要になる運転資金を確保できたという状況となっております。

菅沢委員 つまり、中央病院のそうした経営改善の実行計画

の中で、国の経営改善推進事業債の活用もできるようになり、一般会計からの借入金も相当あって、資金不足解消の見通しが示されたということは、私は非常によかったなと。これは皆さんの努力、知事の判断、決断もよかったなと思っております。

このキャッシュフローをめぐる議論はこれぐらいにしておきまして、こうした中央病院の赤字決算の背景にある経営状況を踏まえて、経営改善、これが大変な議論をやる重ねる中で進められてまいりました。この経営改善について、実はその全体像が、なかなか議会ごとに、いろんな報告は常任委員会でいただいてまいりましたけれども、全体像まではなかなかつかめなかったわけです。それがようやく1週間ほど前に、あなた方から示していただきました。

私、その全体像を見て、令和7年度から令和11年度までの5年間で、様々な角度からの事業規模、機能の見直し、経費の削減、抑制対策、収入増加確保対策、機能強化や経営形態の見直し、その他も含めて相当な多項目にわたる計画を示しておられますよね。プロジェクトチーム等による相当な御議論があったということでしょう。そういう中で、収支改善見込額について、単年度で7億3,217万4,000円と示しておられます。これ、5か年計画ですから、5か年間で33億9,100万8,000円です。そこで、この経営改善実行計画の基本的な方向性というか、どういうことを重視したのかということを、改めてお聞きしたいと思います。

併せて、実行計画に無理がないのか。例えば、病床の削減ということが示されておりますが、急性期の病院として、県民の最後の命のとりで、頼りの中央病院の機能を低下させることのないように。それからもう1つ、医師や看護師、そしてコメディカルの皆さん、本当に優秀な人材が支えていらっしゃると思います。

この宝物とも言うべき人材が、例えば賃金や労働条件の面で削減の対象になるというようなことは、ないのでしょ
うね。そうした点も含めて、この実行計画について、私は
幾つかただしたいことがありますので、基本的な考え方
をお聞かせください。いかがですか。

川 辺 医 務 課 長 昨年、令和6年度決算におきまして、16.9億
円の赤字と、2年連続の赤字となったことを受けまして、
中央病院では、経営改善対策本部を立ち上げまして、病院
一丸となって、収益向上や費用削減などの改善取組を進め
たところでございます。

その実行の計画ですけれども、これは昨年の春、国が全
国で病院の経営が非常に厳しい状況になったことを踏まえ
まして、国で経営改善に係る病院事業債の発行を事業化を
されました。それに緊急に県として、病院として、実行計
画を提出して、同意を得なきゃいけないということで、病
院の皆さんが知恵を出し合って、様々な案を出していただ
いて、アイデアが詰まったものがその計画書になっており
ます。

ただ、おっしゃいますように、この実施に関しては、こ
の計画書に書かれたものをそのまま運用できるかというこ
とになりますと、これはまた別の問題でございます。病院
が病院だけの判断で実行できる部分もあれば、いろいろな
関係の方々の了解を得ながら進めなければならない部分も
ございます。

ですので、計画書に書かれたものを全て実施すると決ま
ったわけでございませぬので、そこは順次、関係の皆さん
と意見交換をしながら、実行可能性について探りながら、
不断の努力をやっていくと、そういった覚悟でつくられた
計画書でございます。

先ほど御指摘ありました病床の削減に関しましても、私

も必要な病床を削減するということは絶対あってはならないと考えております。これは、中央病院は急性期病院に特化した病院でございますけれども、必要なベッドがなくなるということがないように実態を踏まえて、将来的な人口の減少ですとか、年齢構造の変化というものを見据えながら、今後どのような形でこの医療体制を維持していけるのか、いかなければいけないのかということを議論していかなきゃいけない。これは中央病院だけの問題ではなくて、富山医療圏全体で議論していかなきゃいけない部分かとも思っておりますので、これは今後、新たな地域医療構想の議論の中で、話し合いをさせていただきたいと思っております。

また、人件費の削減の計画については、決して賃金をカットしようという話ではなく、働き方の形を見直し、持続可能な働き方にシフトチェンジしていく、そういった意味合いでございます。これまでは、長時間労働を前提とした医療提供体制、つまり、お医者さんが頑張って長時間働くことによって維持されていた部分がございました。

一方で、医師の働き方改革が始まりましたので、これに合わせて見直しをしていく中で、人件費全体についても適正化していく、そういった意味でございます。

菅 沢 委 員 川辺課長のお話は非常に的確だと思います。評価をしたいと思いますが、しかし、中央病院の現場の議論の中では、こんなものもあるわけです。私の手元にある資料なんですが、これは令和6年度の17億円でしたか、大きな赤字決算を踏まえて、中央病院の中での議論の中で、幹部が示した見解の一部です。「こうした現状の中で、何も対策を講じることなく巨額の赤字を続ければ、近いうちに当院の預金残高はゼロになる。何かの拍子に多額の出費が出て、銀行が融資に応じてくれなければ、当院は倒産しま

す。」

もちろん公務員である皆さんの身分は保障されていますが、職場がなくなってしまうと、例えば事務職への職種転換などが起き、これまでの医療職としての働きがいがなくなってしまうでしょう。県当局に財政補填をお願いする、そういう対策を講じなければなりませんし、中央病院は公営企業であり、提供するサービスの対価であり、料金収入で賄っていかなければならない原則があるわけですが、病院自らが経営改善に厳しく取り組んでいく必要があります。打ち出の小づちはありません。今まで以上にコストダウンを図ること、今後さらに病床数削減の検討も必要でしょう。機材設備もこれまでのように、最先端の高度医療機器をふんだんに購入することはできなくなるかもしれません。

富山県の基幹中核病院として、県民の命を守る最後のとりでの役割を果たしていくために、病院の収支を何としても黒字にしなければなりません。進化論で有名なダーウィンは唯一残れるのは変化できる者であると言っております。中央病院が生き残るために、皆さんの御理解と協力を節にお願いします。その中でもう一つ、あなたに質問したいのは、私は、そういう意味では、これは県の一般会計の責任であり、知事の責任だと思うんです。先ほどの一般会計からの17億円近くの貸付け、これは無利子でしょう。返済期限もないのではないかと思います。しかし、これはよく知事が決断されたと思います。何回も申し上げますけれども、これも含めて、もっともっと県の一般会計が中央病院をしっかり見るべきではないか。

実は、令和7年度予算の中で、一般会計からの貸付けのほかにも、物価高騰重点支援事業で7億円近く、これは令和7年2月補正でした。さらに、一般会計繰出金の増額です。令和7年2月補正で、これが13億円近くあります。大

きなものです。もちろん、高度医療及び企業債利息の償還等に係る特別の費用であったり、基礎年金拠出金に対する公的負担に要する経費の支援であったりするわけでありませう。私が何を申し上げたいかというところ、一般会計がもっとしっかりと中央病院のことに注目して、面倒を見る、金を出す。これは県民のためです。そういうことを厚生部が、あなた方がしっかりと財政に発言していく、そういう姿勢が大事だということです。

ですから、令和7年度のこういう補正があっても、川辺課長、先ほどの令和7年度の決算では16億円の赤字が出ているわけです。支援があっても、そういう結果なんです。だからこそ、知事にそのことをしっかりと申し上げて、もっともっと支援を求める。そういう姿勢を厚生部の幹部がきちんと持つべきです。まず部長が持つべきだと、私はそう思うんです。部長が持つべきと言って課長に質問するのは少し恐縮ですが、あなたは どう 思いますか。

川 辺 医 務 課 長 大変強い応援のお言葉として、ありがたく頂戴しておりました。

まず、病院の主たる収入のもとというのは、御承知のように診療報酬であるべきと私は思っております。ですので、診療報酬をまずはしっかりと物価高騰ですとか、人件費の高騰に合わせて、必要な改定を行っていくと、これを強く国に働きかけていくのは、まず第1のステップだと思っています。その上で病院には、不断の経営努力が必要になってまいります。経営改善計画の中にあるもので、できることをどんどんやっていくということを病院で取り組んでいただいているところでもあります。その上でも採算が取れない分野、救急医療ですとか周産期医療、こういった採算のなかなか取れない分野というのは、県のほうでしっかりと支えなければいけない。これが県からの、一般

会計からの繰出金の基本的な考え方だと、そのように思っております。

その上で、それでもなお物価高騰ですとかが非常に大きい場合、これについては、令和7年度の補正予算でも計上しておりましたような支援策、こういったものを厚生部としても財政当局に精いっぱい要望をしていくと、そういった順序立てで、取組を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続き御支援のほどお願いいたします。

菅 沢 委 員 川辺課長、いろいろありがとうございます。私もまだまだ勉強しなきゃならぬと思っています。あなたは非常に勉強しているし、着任早々だけれども、これからあなたの胸を借りるつもりで、常任委員会で医療問題を取り上げてまいりたいと思っております。

今度は、岩村課長にお尋ねすることになります。

委員長、資料の配付について許可をお願いいたします。

藤 井 委 員 長 許可いたします。

菅 沢 委 員 それでは、岩村課長、富山県地域医療構想による病床数という資料ですが、これは私があなた方から頂いた資料などを基に、整理して私が作成したものです。

そこで、まず端的に質問します。

現行の地域医療構想は、2014年の病床機能報告合計、2列目の数字から出発して、2025年の必要病床数、7列目にある数字を目標としてきたものですね。この10年間の歩み、つまり、10年間でベッド数を2,000床近く減らしていますね。1万3,885床から、ということです。

しかし、必要病床数から見たら、まだ2,188床多いわけです。内訳のところが大事でして、急性期を減らして回復期を増やそうという大きな計画、流れがあるわけであります。しかし、急性期はまだかなり多く、799床残っているということですね。一方で、転換の対象となった回復期は、

まだ736床不足しています。こういうことをこの資料から読み取ることができますが、この計画と現実の乖離といえますか、なぜこういうことになっているのかと。

さらに、その隣の国が病床数適正化の名目で進める病床削減というところを見てください。この10年間で2,000床しか減らせなかった、と言うと少し語弊があるかもしれませんが、見方をいろいろ申し上げたいと思っています。この国の2024年度補正と2025年度補正についてです。2024年度の県分として130床を削減、そして2025年度の補正では、県分を約850床としました。これは国の補正予算からの推計です。国の補正予算は3,490億円ほどありますので、富山県分が丸々来た場合には、大体850床ほど減るのではないかという推計です。

つまり、この2年間でおよそ1,000床減ることになりまして、10年間で2,000床しか減らなかったものが、2年間で1,000床減るという、私はこれを非常に大変な問題意識で見ているわけです。

現在、県内市町村からは、脳外科、麻酔科、産科、小児科、耳鼻咽喉科などの医師不足、そして特に地域や診療科の偏在是正を求める強い不安の声が上がっています。また、救急医療の現場の逼迫した状況に関する報告も深刻です。地域医療をめぐる困難について、県への切実な要望が届いております。

令和8年度の対県要望で、高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、上市町、立山町、朝日町などから深刻なそういう要望が出ているわけです。診療科が足りない、医師が足りない、偏在化、救急が心配だという。そういう中で、私は、現在の地域医療構想について、これは地域医療提供体制の機能分化を目的として明確に施行されたものだと思っています。しかし、病床の削減や転換という面では、少し無理

があるのではないか。県民医療の現実や実態、要望、需要と、計画との間に乖離があるのではないかと考えています。

したがって、この計画を無理に進めることには、私はちょっと異議があるという意味も含めて、この数字を見てみたわけです。ちょっと回りくどい言い方だったけれども、岩村課長、そういう意味でこの数字の達成状況と計画との乖離について、どういうふうに見ているかをお聞きします。

岩村医務課課長 県では地域医療構想を推進するため、平成27年度に各圏域に設置いたしました地域医療構想調整会議におきまして、地域に必要な病床機能の充足に向けた対応策などについて協議を重ねるとともに、回復期機能病床確保事業費補助金を活用して、病床数が過剰であった急性期機能などから不足する回復期機能の転換を進めてまいりました。

また、令和6年度からは病床機能再編支援事業、それから令和7年度には、病床数適正化支援事業にも取り組んでまいりました。こうした取組の結果、構想策定前の平成26年度と令和6年度の病床数を比較しますと、県全体の病床数は、御紹介のとおり、1万3,885床から1万1,745床と、2,140床減少したところでございます。

医療機能別に見ますと、高度急性期と急性期を合わせて1,898床減少、回復期は1,357床増加、また慢性期は、1,520床減少したものの、介護医療院へ転換するなど、医療事業の変化に適応した病床機能の見直しが進んできているものと認識しております。

なお、地域医療構想に基づく必要病床数でございますが、これにつきましては、目指すべき病床数ということで設定させていただきました。機械的に当てはめるというものではなくて、やはり地域の実情に応じて、その推移を見ていくというところが大事なのかなというふうに認識をしながら

ら、この地域医療構想の推進を進めてきております。

繰り返しですが、地域の地域医療構想調整会議で、病床数などにつきまして、しっかりと共有しながら、この地域にとって必要なものは何かについて協議を進めてきたところでございます。

菅 沢 委 員 今の発言は、非常に大事だと思います。そういう姿勢、視点で、今年度検討される新たな地域医療構想に臨み、来年度から実施される新しい地域医療構想に対処していく、ということだと思います。つまり、地域医療の実態を明確に、しっかりと把握し、それを関係者の参加の中で協議しながら、県民の実態、県民にとって必要な医療の現実から出発する。そういう姿勢が、今お話しになった内容ではないかと、私は理解しております。

次にいきます。岩村課長、10年間で2,000床しか減らせなかったものを、今度は2年間で1,000床も減らすような話になっています。これは、国の病床適正化という名の一つの誘導政策だと思います。この点には、私は医療費抑制政策があるのではないかと考えています。しかも、病床削減の場合は1床当たり400万円近く、休床の場合は205万円といった形で、金銭的に誘導するわけです。多くの病院は経営が苦しく、喉から手が出るほどお金が欲しい状況にあります。そういう中で、こうした政策が進められようとしている。県がそのお先棒を担いで、これから協議していくのでしょうか。今どんな状況ですか。

岩 村 医 務 課 課 長 この病床数適正化緊急支援事業という名称の事業でございます。国の昨年度の補正予算、こちら繰越しされて今年度実施されるものでございます。

4月の下旬に、国から通知が来ております。おおよその事業概要につきまして示されたところでございます。県からは各医療機関に速やかにその情報を提供したところでござ

ざいます。これから申請手続などにつきまして進めていくところでございますが、様式などはまだ示されていないところでございます。少し国の情報を待っている状況ではございます。

ただ、この事業につきましては、法律上、今年度限りということで、国の案内が来次第、早期に各医療機関に御案内をいたしまして進めていきたいと思っておりますが、やはり多くの病床を見直すという場合は、場合によっては地域の協議会協議をしっかりとしてということも通知に書いてございますので、そこら辺は各地域の状況、各医療機関の状況を見た上で、しっかり協議するものは協議するということになるかと思っております。

菅 沢 委 員 減らせればいいというものではないと思うよね。これはしっかり対応していただきたい。

あと新たな地域医療構想について、ちょっと触れてみたいと思います。

これは今、実は基本的な考え方が国から示され、ガイドラインなども示される中で、本格的には2026年度に協議が始まり、計画策定が行われる。そして2027年度、来年度から実施ということになるわけですが、新たな地域医療構想の狙いというのは何なのか。

今までの地域医療構想は、病棟や病床単位にその機能や在り方を見ていくということだったんだけど、今度は病院を単位に医療の在り方、医療提供体制を再構築していく、そういった基本構想なんです。私ももっともっと深く理解したいと思って、勉強中ではありますが、こういう中で、昨日かおとといの新聞報道で、厚生連高岡病院が急性期医療への特化というか、つまり新たな地域医療構想に基づいて、病院の今後の在り方を打ち出した。そして、地域包括支援センター的な機能は廃止するという、ある意味では、

新たな地域医療構想に基づく病院経営の今後の在り方を示したわけで、これは一つのモデル的な、先行する動きだと思います。

県でも、こういう動きがこれからどんどん出てくるのではないかと思います。中央病院も、こういう状況の中でどうなるのか。つまり、これは病院機能の明確化ということでありまして、一般的な病院機能はおおむね2つのタイプに分けられる。1つは急性期拠点機能病院、今の厚生連高岡病院のようなものです。そして、先ほどの包括的支援センター、これは80歳代の方が増える2040年代を展望する医療構想なものですから、高齢者救急や地域急性期機能を持った病院ということになる。このように、病院の機能を2つのタイプに特化していこうという流れになっていくわけです。

そういう中で、県下の病院がどういうふうにも再編、統合されていくのかという、大変大きな問題を含んでおります。そういう意味で、私はそこに問題意識があるわけですが、岩村課長はいかがですか。

岩村 医務課 課長 新たな地域医療構想につきましては、2040年に向けた構想になります。医療介護の複合ニーズを抱える高齢者の増加、それから生産年齢人口の減少が一層見込まれる、こういった時代でございます。高度急性期医療の需要が減少する一方で、高齢者救急、在宅医療のニーズは増加することが想定されます。また、医療の提供面では、外科などの医師不足に加えまして、診療所の医師の高齢化など、医療従事者の確保が困難となる可能性がございます。

こうした中でも全ての地域、世代の方々が必要な医療を受けられる体制を確保することが重要でございまして、がんや脳卒中、周産期医療など、広域での再編集約化を検討すべき高度専門的な医療機能と、肺炎、心不全、骨折など

の高齢者救急の受入れや、在宅医療や訪問看護の提供、それから高齢者施設入所者などの緊急時の受入れなど、身近な区域で確保すべき医療機能について、どの医療機関が、どの医療機能を担っていくのかを整理しながら、持続可能な医療提供体制を構築していくことが必要であると考えております。

県としましては、今後、委員がおっしゃられましたように、急性期拠点とか、それから高齢者救急などの機能、こういった医療機関機能に着目した連携、それから再編集約化の協議ということも、いずれ進めていきたいと思っておりますが、拙速な体制の組替えを求めるというのではなく、協議した内容を反映した体制、これを2040年までに整備していくといったことを目指して、計画的に進めていきたいというふうに考えております。

菅 沢 委 員 一番大事なのは県民の医療を守る、地域の医療を守ることでありまして、そのことに本当に冷静に対処しようということだと思います。あなたは最高責任者ですから、富山県のこれからの医療の方向が、これで決まるわけです。この令和8年度の議論、そして来年度から始まるこの計画で決まっていく。本当に大事な時の県の責任者なわけで、本当にあなたの見識と誠実な姿勢に期待をして、私はこれからも常任委員会で議論していきたいと思っております。何かありますか。

岩 村 医 務 課 課 長 今後の地域医療構想のスケジュールでございしますが、令和8年度、今年度は先ほど申し上げたがんや脳卒中などの各部会や、地域医療構想調整会議におきまして、地域の特性も踏まえた役割分担や圏域を超えた連携の体制の強化について、協議を進めた上で、県全体及び各構想区域の医療提供体制の方向性をまとめたいというふうに考えております。それから、必要ベッド数の推計等に取り

組んでいきたいと思っております。

なお、この医療機関機能に着目した連携、再編集約化につきましては、令和9年度、10年度にかけて協議を進めていきたいというふうに考えております。

菅 沢 委 員 もう一つの資料を配付させていただいております。

富山県二次医療圏の現状という資料です。これも厚生部、医務課などの資料から私がつくったものであります。

なぜ医療圏の問題を取り上げるかといいますと、今、県の第8次の富山県医療計画があります。県のこの医療計画の中で、一つの医療の圏域と基準病床数などの規定があるわけです。

この医療計画の中に、実は現在の地域医療構想も含まれているわけなんですけれども、この医療圏の問題というのは、現状の医療、そしてこれからの富山県医療を考えるときに、私は大事な一つの基本的な基軸と言っているものだと思います。

これも医療圏の問題について、部長にお尋ねすることとしては最後になるんですけども、県厚生部は、医療体制の集約化などの検討を最優先として、県下4つの二次医療圏の見直しを、特に新川医療圏について、名指しで悪いけれども、見直しを示唆された。幹部がそうした発言をされたような新聞記事を見ております。

いや、これね、もっと考えてもらいたいなということです。やっぱり二次医療圏というのは、どんな役割を果たしているのか。人口要件は20万人以上です。人口要件だけで考えていいのかということを、この資料から読み取っていただきたいと思います。

もう一つの医療圏の存続要件として、流入患者割合20%未満、流出患者割合20%以上という指標もあるんです。これは2012年の古い資料で、岩村課長のお話ですと、今これ

は見直し検討中だと、再集計中だというお話でしたけれども、皆さん御覧のように、新川医療圏は、確かに人口は10万人なのですが、病床数、2014年と2024年の地域医療構想の間での病床数の削減状況見たら、もう20%も減っているんです。人口が減っているからでしょうか。

高岡医療圏なんかも15%近く減っておりまして、もう基準病床数を下回りしつつあるわけです。病床の減り方が一段と高岡医療圏は激しいです。

この資料の厚生センター、保健所、高齢者福祉圏域のところも御覧ください。

医療圏という体系の中で、厚生センター、保健所の配置も決まっています。高齢者福祉圏域も大体重なっています。つまり、富山県の県民、お年寄りから子供たちまで、全県民の健康と福祉、医療、特に医療です。そのことを体系化して、地域密着型で掘り下げて、この医療圏の一つの圏域の中で完結はしないまでも、徹底するように、今まで行政が取り組んできた一つの熱い思いが、今日の資料の中には含まれているので、御覧ください。

これを、今、見直そう、特に新川圏を見直そうって、もう既に新川医療圏は、2024年10月に、国の再編の推進区域として見直しの対象に指定されております。これは指定されたからって強行なんかしないでください。石川県の能登は、実は特定推進地域に指定されて強行されようといったしておりますけれども、そんなことのないように。この医療圏のことについては、私は、これが統廃合などされてしまうと、地域で住み続けることがますます困難になって、その地域の人口減少がさらに加速することにつながるだろうと思っております。

そういう意味で、岩村課長、この医療圏のことについては、慎重に、もう慎重にやってください。どうですか。

岩村医務課課長 令和6年度に、厚生労働省から、地域医療構想の終盤戦を迎えまして、より地域医療構想を推進しようということで、各都道府県で1か所の医療圏を設定して、推進区域を設定するというところで、定められたところでございます。

本県からは、病床機能の転換などの状況を見まして、新川医療圏を推進区域と設定いたしましたが、県としては、どの医療圏も推進が遅いというわけではございませんでして、4つの医療圏とも同様な傾向があるということで、国には申請はしておりませんが、4つの医療圏ともその区域の対応方針を定めたところでございます。新川医療圏が特にどうかということではございませんでした。

その上で、医療圏の見直しにつきましては、国においては、新たな構想の策定に向けまして、この医療圏について、人口推計や既存の医療資源、必要病床数、医療の提供状況などを踏まえて、医療提供体制を検討する区域として適切かを、その区域の規模とか、アクセスなどを踏まえながら点検するということが求められています。

県におきましても、こういった人口要件だけではなくて、医療資源、患者の受療動向、医師確保の状況などの、その地域の実態を丁寧に把握した上で、県民に必要な医療を安定的に提供できる体制を維持するという観点から、身近な地域で確保すべき医療機能と、広域での集約化を検討すべき医療機能とを整理しつつ、建設的な議論を深める必要があると考えております。

今後とも、各医療圏の調整会議や各部会におきまして、医療機関、医師会、市町村など、関係機関と協議、検討を進めて、将来にわたり持続可能で効率的な医療提供体制の構築に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

菅沢委員 最後に、部長、中央病院を厚生部がしっかり支え

ると。財政当局に対しても、知事に対しても、中央病院を理解し、支える立場で、一般財政からの支援についても考えていただきたい。知事は令和7年度、よくやっていると思います。しかし、それでも16億円の赤字になっているわけですから、累積損益ももう山のようです。

こういう状況の中で、新しい医療構想が始まりますが、その中で、どう中央病院の位置づけをして、守っていくかということです。そして、地域医療を守るためには、医療圏の圏域というのを今までの実績を踏まえて、さらに内容を充実していくということが基本的な方向じゃないでしょうか。厚生部の幹部が先頭に立って、医療圏の見直しなんか言わないでください。

以上について、部長の見解を求めてこれで終わります。

滑川 厚生部長 まず、中央病院の件につきましては、率直に言いますと、非常に心強い応援をいただいたと考えております。

御案内のとおり、中央病院は、この3年赤字が続いたということでございますけれども、この状況は、公立病院の85%が赤字になっているという状況に鑑みれば、日本全国に通じた課題だというふうに考えております。今回の地方財政対策におきましても、そのあたりは一定程度考慮されたわけですが、それはやはり令和8年度を経営をしていく中で、るる問題は起こってくるだろうと。何より今年度の予算も赤字の予算を立てざるを得なかったということを考えますと、県の中核病院として、これをきちんと支えていくというようなことが、私どもにとっても必要だろうと考えております。

今、経営改善計画のほうも一生懸命やっただいておりますけれども、私ども厚生部も一緒になって、そこは取り組んでいくと、支えていくということかと思えます。

それから、地域医療構想のことにつきましても、今度の地域医療構想の一番大きなポイントは、2040年を目指して、つまり2040年の段階で、そこに住む県民が必要な医療を受けられる体制を、今から見通して確保していく、ここに大きな論点があるというふうに思っています。先ほどの御紹介がありましたように、さきの医療構想というのは、2025年における病床というのを見通したものであったわけですが、今度の地域医療構想は2040年、前は75歳人口が増えるということを見通したものであったわけですが、今回は85歳以上の方が増えていく、そうすると医療の質が変わってくるということです。高齢者救急ですとか、在宅医療ですとか、介護、そういったことと連携して、15年後は考えていかないといけない。それがあるとき、突然前のめりに経営が倒れるのではなく、15年後も、さらには20年後も、私たちの次の世代がきちんと医療を受けられるような体制をつくっていくということが、目的にあると思っています。

その片方で、人口減少、担い手の不足ということについては、この分野でも起こってしまっています。これはこの先、当面しばらく起こる。そうすると人的資源に限られていくわけで、この限られた人的資源の中で、どうやって将来の世代もきちんとした医療を受けられるような世界をこれから準備をしていくか、今回の地域医療構想の一番の論点はそこだろうと思っています。

ですので、この先の進め方については、病床、あるいは医療圏、そういったところにこだわるということではなく、全体としてどうやって医療を守っていくかということが一番の論点だろうというふうに考えています。そのためには、この地域医療構想につきましても、地域ごとに議論を進めていく、診療機関の皆さんとも丁寧に話を進めていくと。

そういうような形で、この先進めていくことになろうかと思えます。

この先、いろんな方とお話を進めていくことになろうかと思えますけれども、委員の皆様方の御支援ですとか、あるいはいろんな御意見をお聞かせいただけると幸いです。

菅 沢 委 員 医療圏のこと、もうちょっと詳しくと思ったんですが、それを踏まえての御発言だったと思いますので、これで終わります。

横 田 委 員 私から、昨年度から今年度にかけて議論などが進んでおります県営武道館について、本日、針山委員から出ました意見を補完する形で伺わせていただきます。

先ほどのやり取りも含めまして、これまでの経過等について、数値を盛り込んで改めて確認しますけれども、本年1月30日に、私の地元、高岡市で、県営高岡武道館の利用者を集めた説明会等が開催されました。

そこで、令和9年度末で、同施設を廃止する旨の方針が県から示されたところで、これによって現在の富山、高岡2つの武道館は、令和10年3月末で廃止となります。

その後、対象となる富山、高岡の両基礎自治体のうち、高岡市においては、5月8日の記者会見で、同じく令和9年度末で廃止予定の高岡市立古府小学校の跡地を活用して、同体育館に武道館機能確保のための施設を、同プール跡地に市営弓道場を整備し、両施設とも令和12年度の供用開始を目指すという方針を発表しました。

この方針は、高岡市議会の合意形成はまだですが、次の体制整備自体は必要で、その方針というのは不変と存じておりますので、その際の懸念事項について質問を進めていきます。

ここで、先ほど針山委員から質問があったとおり、現在の両武道館の利用者が不利益を被らないようにするために

は、受入れ体制の整備等に時間を要します。そのため、仮に両市から現施設、つまり現在の両武道館について、柔軟な利用の申請、要請があれば、ぜひ対応をお願いしたいと思っております。

私から加えて、財政面について伺います。

この整備等を実施する場合には、工事や修繕等のインシヤルコスト、これと整備後のランニングコストを要する中で、これまでは県が武道館を整備、運営してきたことを踏まえまして、これらの費用負担について、地元市と協議、対応すべきであります。

そこで、県と地元市との費用負担方針をどのように考えておられるのか、所見を宮腰スポーツ振興課課長に伺います。

宮腰スポーツ振興課課長 現在の県営武道館の地元市であります富山市と高岡市とは、これまでも緊密に意見交換、情報共有を図ってきているところでございます。

まず、富山武道館につきましては、富山市からは引き継ぐ意向はないと伺っておりまして、施設利用は新たな県武道館が開館し、指定管理期間が終了する令和10年3月末までといたしまして、跡地の利活用を検討した上で、解体する方向でございます。

代替となる活動場所につきましては、新たな県武道館のほか、北部錬成館ですとか、水橋錬成館といった既存の市の施設があると伺っております。こうした施設を御活用いただきたいと考えております。

次に、高岡武道館につきましては、先ほどの針山委員からの御質問にもお答えしたとおり、先月5月8日、高岡市長記者会見におきまして、古府小学校跡地の体育館の改修に係る財政支援ですとか、その改修期間中の高岡武道館の使用等について、今後、県に対して支援を要望していく旨

の御発言があったと承知をしております。

古府小学校の体育館の改修に対する県の対応につきましては、その改修の詳細ですとか、全体整備費、希望される財政支援の内容など、具体的な内容を高岡市からよくお聞きをした上で検討をしていきたいと考えております。

また、改修期間中の高岡武道館の利用につきましても、管理運営の形態ですとか、費用負担など、調整していく必要があるかと考えております。

今後、高岡市から正式な要望があるのではないかと考えておりますけれども、引き続き高岡市と緊密な情報共有を図ってまいりたいと考えております。

横田委員 大きく2つ、富山のほうは北部ですとか、水橋錬成館、あるいは新しい武道館自体が富山市内にあるということで、理解をいたしました。

もう一つの高岡は、財政支援であるとか、令和12年の供用開始と令和9年度末の廃止、この間の対応について、とにかく要請があれば検討するということですね。具体的な財政支援の内容や利用については、ぜひお願いしたいと思います。利用者が、利用できない期間が生じることのないようにお願いしたいと思います。

ここからは少し私見ではありますが、高岡市自体には、将来的な総合体育館整備の構想があると伺っています。古府小に整備する武道館機能についても、その時点では相応の年数が経過していることになり、スポーツ施設の集約化の観点から、その在り方を再度検討するという方針も示されています。

この総合体育館の第1段階目となる新体育館が、令和13年度の供用開始を目指すという方針になっています。

現在の高岡武道館の供用をもう少し延長して、県の力強い支援の下、新体育館に武道機能を付加するというのが、

公共施設の再編ですとか、都市機能の集積、そして持続可能な現代のまちづくりの要請にかなうのではないかと考えております。

高岡断層が点ではなく線として伏木まで延びているという、この問題の回避にもつながるのではないかと考えております。ただ、第一義的には高岡市が判断されることでありますので、一意見として申し上げた次第です。

とにかく、県と基礎自治体とでしっかり議論をしていただきたいと思えます。これから要請があるというふうに針山委員からもありましたが、必要な支援を実施していただくようお願いしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

藤井委員 私からは1問、戦災資料の収集と展示等のあり方検討会について、お伝えしたいと思えます。

まず、私が富山市選出の県議、市議、超党派の方52人で構成されている富山大空襲を語り継ぐ議員連盟、これの事務局長を務めさせていただいているところもあります。

昨年も新田知事のほうにいろいろ要望もさせていただいたのですが、その中の大きな1つとして、協議会の設置ということを要望しておりまして、今回、6月5日に、戦災資料の収集と展示等のあり方検討会を開催していただきました。まずはお礼を申し上げたいと思えます。ありがとうございます。

当委員会でも、先ほど資料として報告があったわけですが、今回のこのあり方検討会の委員構成を見ますと、座長が東大名誉教授の西村幸夫教授。県庁周辺のあり方検討会であつたり、あととやま観光ビジネス塾の塾長もやられておられまして、非常に富山のことについてはお詳しいわけではありますが、なぜこの西村教授を抜擢されたのか、座長に選ばれたのかとか、あとは委員構成としても遺族会

の方、語り継ぐ会の方、高校生ボランティアの方、あとは滑川厚生部長も入っておられますけれども、この委員構成といったものも、いろいろな配慮があったんではなかろうかというふうに思っております。

こういったあり方検討会がどのような目的で設置され、また委員構成などに対して、どのような配慮、工夫をされたのかということをお尋ねしたいのと、あとは6月5日の検討会で出た意見、既に報道等もありましたけれども、この意見を踏まえて、今後どのように議論を進めていくのか、高田厚生企画課長にお伺いします。

高田厚生企画課長 今ほど御紹介いただきました戦災資料の収集と展示等のあり方検討会について、まず目的でございますが、富山大空襲をはじめとする戦災の記憶を風化させることなく、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代へ継承していくため、戦災資料の保存、展示、活用等の在り方を検討することを目的として設置させていただいたものでございます。

委員構成も今ほど少し御紹介もいただきましたけれども、専門的知見や、戦争体験のあるお立場、また継承活動をされているお立場、次世代を担う若者、平和学習の関係など、幅広い視点から御意見をいただき、議論をいただけるように配慮いたしました。

具体的には、座長に就任いただきました東京大学名誉教授の西村先生をはじめ、県遺族会、富山大空襲を語り継ぐ会の代表の方、またこれに加えて、富山大空襲の記憶継承に取り組む高校生ボランティアグループの代表の方、富山市の学芸員、オブザーバーとして県教育委員会からも御参加をいただいております。

5日に開催しました第1回会議では、現状と課題、また他県の展示施設、こちら富山市さんと一緒に視察をしてま

いりましたが、他県の展示施設の状況も共有しまして、今後の検討の方向性について、幅広く御意見をいただきました。

委員からは、次世代への継承の観点からは、「子供たちへの伝え方がポイントである」ですとか、「資料の展示にとどまらず、解説や体験の工夫が必要である」。また、都市計画御専門ということもございますが、西村座長からは、「戦後の復興と関連づければ、現代につながる話として実感でき、活用の幅も広がる」といったそれぞれのお立場から大変貴重な御意見をいただきました。

今後ですけれども、こうした御意見をもとに、展示の方向性、資料の活用方法など、具体的な内容につきましてもスピード感を持って議論を深めてまいります。

藤井委員 富山市さんとも連携を図っていただいてということですし、この間は、富山大空襲を語り継ぐ議員連盟の総会においても、富山市のコミュニティ推進課の方にも来ていただきました。

県と市と、しっかり連携しながらやっていっていただきたいのと、11月には方向性を取りまとめられるということですが、できる限り目に見える形で、市民、県民の方々がこういった形で推進していくんだなというような、モニタメントも含めて、目に見える形のものを、何か第一歩を踏み出していただければなと思っておりますので、私からまた引き続き要望をさせていただきたいと思っております。協議のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

藤井委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わらせていただきます。

2 陳情の審査

藤井委員長 次に、陳情の審査に入ります。

陳情は1件付託されておりますので、当局から説明願ひ

ます。

朝山自然保護課長 私は、陳情第12号 熊の無差別駆除の即時停止及び共生政策の実施について、御説明いたします。

この陳情は、森林伐採などにより、熊の生息環境が破壊され、人里に出没する原因となっているため、果実のなる森林の再生や自然環境の復元など、野生生物が人間と共生できる環境を整備することを求めるものでございます。

昨年度、全国においては東北地方を中心に熊が大量に出没し、死亡者が過去最多の13名となるとともに、人身被害は216件で、特に人の生活圏における事故が多く発生したところでございます。

本県におきましても、昨年度の出没は過去10年で最多の1,068件、人身被害は5件6名となり、県民の安全・安心が脅かされる中、熊の捕獲は397頭で、過去最多となったところでございます。

そのような状況の中、国が本年4月に示した熊の管理計画の策定のガイドラインでは、個体数管理や出没対策の強化に重点が置かれており、こうした考え方も踏まえ、今年度、本県の次期管理計画の策定を行うこととしております。

計画の策定に当たりましては、国の方針も踏まえて、熊の種としての存続を前提とした上で、出没を防止するための捕獲等の対策を強化するとともに、生息環境である天然林の保全や、針広混交林の育成、河川敷と熊の移動経路の刈り払いを推進することで、人とのあつれきの軽減を図り、熊の生息域の適正管理を推進してまいりたいと考えております。

藤井委員長 以上で説明を終わります。これについて、ご意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって陳情の審査は終わります。

以上で付議事項についての審査は終わります。

この際、ほかに何か御意見等がございますか。——ない
ようでありますので、これをもって委員会を閉会いたし
ます。